

議会 1 1 月臨時会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 1 1 月臨時会提出議案

議案番号	議 件 名
3 5	平成 1 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
3 6	新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の廃止について
3 7	新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
3 8	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
3 9	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
4 0	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
4 1	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
4 2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
4 3	新潟県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

議案第 35 号

平成 18 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 18 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 19 年 11 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第 35 号別紙

平成 18 年度

新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算審査意見書

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員

新 広 監 第 7 号

平成19年10月25日

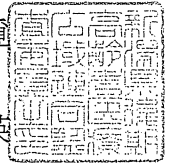
新潟県後期高齢者医療広域連合

連合長 篠田 昭 様

新潟県後期高齢者医療広域連合

監査委員 富樫 寛

監査委員 八木庄英



平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合

一般会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	審査の概要	2
	(1) 決算収支の状況	2
	(2) 決算の状況	2
6	財産	4
7	むすび	5

(注)

比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。

平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の審査意見

1 審査の対象

平成18年度 新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成19年9月27日から平成19年10月25日

3 審査の方法

審査に付された一般会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに付属書類について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された、一般会計の歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められた。

また、財産に関する調書については、該当がない旨の報告を受けた。

なお、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められた。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりである。

5 審査の概要

(1) 決算収支の状況

(単位：円)

区 分			金 額
歳 入 総 額 ①			16, 569, 692
歳 出 総 額 ②			6, 371, 486
形 式 収 支 (①－②) ③			10, 198, 206
す べ き 財 源	翌 年 度 へ 繰 り 越	継続費通次繰越額 A	0
		繰越明許費繰越額 B	0
		事故繰越し繰越額 C	0
		計 (A + B + C) ④	0
実質収支 (③－④) ⑤			10, 198, 206
前年度実質収支 ⑥			0
単年度収支 (⑤－⑥) ⑦			10, 198, 206

平成18年度の一般会計の決算収支状況は、形式収支及び実質収支で10,198,206円の黒字となった。

(2) 決算の状況

ア 歳入予算の款別執行状況

(単位：円・%)

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額	予算対比 (C/A)	調定対比 (C/B)
負担金及び分担金	9,405,000	9,405,000	9,405,000	0	100.0	100.0
諸収入	1,000	7,164,692	7,164,692	0	716,469.2	100.0
合計	9,406,000	16,569,692	16,569,692	0	176.2	100.0

負担金及び分担金の収入済額は、規約に基づく構成市町村からの負担金であり、9,405,000円である。

諸収入の収入済額は、準備委員会解散に伴う剰余金 7,001,202 円と職員宿舍利用者負担分 163,490 円である。

イ 歳出の款別執行状況

(単位：円・%)

区分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	予算対比 (B/A)
総務費	9,148,000	6,371,486	0	2,776,514	69.6
予備費	258,000	0	0	258,000	0.0
合計	9,406,000	6,371,486	0	3,034,514	67.7

支出済額は 6,371,486 円で、主なものは、派遣職員人件費負担金 5,381,401 円、ネットワーク構築費 305,550 円、事務用消耗品・備品購入費 313,043 円、事務機器使用料・委託料 132,147 円である。

予備費は、充用を行わなかったため予算現額の全額が不用額となった。

(3) 財政の状況

歳入決算額を財源別に見ると、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	歳入決算額	構成比
自主財源	16,569,692	100.0
依存財源	0	0.0
合 計	16,569,692	100.0

※ 「自主財源」とは、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入であり、「依存財源」とは、自主財源以外の収入である。

6 財産

(1) 公有財産（土地・建物・山林・有価証券・物権等）・・・対象財産なし

(2) 物品（購入価格100万円以上の物品）・・・対象財産なし

(3) 債権（貸付金等）・・・対象財産なし

(4) 基金・・・対象財産なし

7 むすび

以上が、平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算審査の概要である。

新潟県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度を、新潟県において円滑に運営するため、平成19年3月1日に県内の全ての市町村が加入して設立した特別地方公共団体である。

このたびの審査は、広域連合が発足した平成19年3月の1か月間の決算を審査することとなったため、通常行う前年度実績などとの比較分析等は行えず、平成18年度の一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が、法令に準拠して処理されているか、予算執行が適正かつ正確に行われているかの検証を中心に審査を実施した。

歳入の主なものは、広域連合規約第17条の規定に基づき、共通経費として県内全ての市町村からの負担金であり、この負担金の割合は、構成市町村の協議により均等割100分の10、75歳以上の高齢者人口割100分の40、人口割100分の50となっている。歳入総額は、1,656万9,692円である。歳出の主なものは、広域連合事務局に職員を派遣している市町村への給与等の負担金であり、歳出の総額は、637万1,486円である。実質収支は、歳入歳出差引残額の中に翌年度に繰り越すべき財源がないので、形式収支額(歳入歳出差引残額)と同額の1,019万8,206円となっている。

今後の地方財政は、厳しい状況に置かれることが予想される。

このような状況の中で、広域連合の運営経費は、市町村の負担金で賄われており、後期高齢者医療制度の準備を進めていく上で、限られた財源を有効に活用していくために、事務事業の合理化等により、行政コストの削減を図るとともに、広域化によるスケールメリットを最大限に活かして、効率的な財政運営に努める必要がある。

平成 1 8 年度

歳 入 歳 出 決 算 書

新潟県後期高齢者医療広域連合

平成18年度新潟県後期高齢者医療

区	分	予 算 現 額	歳 入 決 算 額	収 入 率
1	一 般 会 計	9,406,000	16,569,692	176.2
	総 合 計	9,406,000	16,569,692	176.2

広域連合歳入歳出決算総括表

(単位：円)

	歳 出 決 算 額	執 行 率	繰越事業費繰越 財 源	差 引 額
	6,371,486	67.7	0	10,198,206
	6,371,486	67.7	0	10,198,206

平成18年度一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額	
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,405,000	
	1 負 担 金	9,405,000	
2 諸 収 入		1,000	
	1 雑 入	1,000	
歳 入 合 計		9,406,000	

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	9,405,000	9,405,000	0	0	0
	9,405,000	9,405,000	0	0	0
	7,164,692	7,164,692	0	0	7,163,692
	7,164,692	7,164,692	0	0	7,163,692
	16,569,692	16,569,692	0	0	7,163,692

歳出

款		項	予 算 現 額	
1 総 務 費			9,148,000	
	1 総 務 管 理 費		9,148,000	
2 予 備 費			258,000	
	1 予 備 費		258,000	
歳 出 合 計			9,406,000	

(単位：円)

	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
	6,371,486	0	2,776,514	2,776,514
	6,371,486	0	2,776,514	2,776,514
	0	0	258,000	258,000
	0	0	258,000	258,000
	6,371,486	0	3,034,514	3,034,514

歳入歳出差引残額

10,198,206円

平成 年 月 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成18年度歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款		予 算 現 額				
項		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰越財 源充当額	計	
目						
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,405,000	0	0	9,405,000	
1 負 担 金		9,405,000	0	0	9,405,000	
1 事 務 費 負 担 金		9,405,000	0	0	9,405,000	
2 諸 収 入		1,000	0	0	1,000	
1 雑 入		1,000	0	0	1,000	
1 雑 入		1,000	0	0	1,000	
歳 入 合 計		9,406,000	0	0	9,406,000	

(単位：円)

		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
節						
区 分	金 額					
		9, 405, 000	9, 405, 000	0	0	
		9, 405, 000	9, 405, 000	0	0	
		9, 405, 000	9, 405, 000	0	0	
1 市町村負担金	9, 405, 000	9, 405, 000	9, 405, 000	0	0	共通経費負担金 9, 405, 000
		7, 164, 692	7, 164, 692	0	0	
		7, 164, 692	7, 164, 692	0	0	
		7, 164, 692	7, 164, 692	0	0	
1 雑 入	1, 000	7, 164, 692	7, 164, 692	0	0	設立準備委員会決算剰余金 7, 001, 202 職員宿舍利用者負担分 163, 490
	9, 406, 000	16, 569, 692	16, 569, 692	0	0	

一般会計

歳出

款		予 算 現 額					
項		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 費 額 繰 越 事 業	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	
目							
1	総 務 費	9,148,000	0	0	0	9,148,000	
1	総 務 管 理 費	9,148,000	0	0	0	9,148,000	
1	一 般 管 理 費	9,148,000	0	0	0	9,148,000	
2	予 備 費	258,000	0	0	0	258,000	
1	予 備 費	258,000	0	0	0	258,000	
1	予 備 費	258,000	0	0	0	258,000	
歳 出 合 計		9,406,000	0	0	0	9,406,000	

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
			継続費通次繰越 繰越明許費 繰越事故繰越		
区 分	金 額				
		6,371,486	0	2,776,514	
		6,371,486	0	2,776,514	
		6,371,486	0	2,776,514	11節から18節へ流用 62,000 19節から14節へ流用 164,000
9 旅 費	6,000	3,500	0	2,500	001一般管理事業 6,371,486 普通旅費 3,500 消耗品費 251,303 燃料費 2,116 通信運搬費 47,179 事務機器保守委託料 3,990 複写機使用料 74,523 印刷機使用料 2,835 レンタカー使用料 15,750 タクシー使用料 5,360 高速道路使用料 1,950 パソコン賃借料 45,549 シュレッダー賃借料 5,250 職員宿舍借上料 163,490 事務所内ネットワーク工事費 305,550 公印類購入費 61,740 派遣職員人件費負担金 5,381,401
11 需用費	308,000	253,419	0	54,581	
12 役 務 費	70,000	47,179	0	22,821	
13 委 託 料	4,000	3,990	0	10	
14 使用料及び賃借料	359,000	314,707	0	44,293	
15 工事請負費	306,000	305,550	0	450	
18 備品購入費	62,000	61,740	0	260	
19 負担金、補助及び交付金	8,033,000	5,381,401	0	2,651,599	
		0	0	258,000	
		0	0	258,000	
		0	0	258,000	
	9,148,000	6,371,486	0 0 0	3,034,514	

実質収支に関する調書

一般会計

(単位:千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	16,570
2 歳 出	総 額	6,372
3 歳 入 歳 出	差 引 額	10,198
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2)繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3)事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	10,198
6 実質収支総額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額		0

財産に関する調書

1 公有財産

- (1) 土地及び建物・・・該当財産無し
- (2) 山林・・・・・・・・・・該当財産無し
- (3) 動産・・・・・・・・・・該当財産無し
- (4) 物権・・・・・・・・・・該当財産無し
- (5) 無体財産権・・・・・・・・該当財産無し
- (6) 有価証券・・・・・・・・該当財産無し
- (7) 出資による権利・・・該当財産無し

2 物品・・・・・・・・・・該当財産無し

※財務規則第 148 条「(概要) 財産に関する調書に記載する物品は、備品とし、①取得価格又は評価額が 100 万円以上の物品（自動車を除く）、②自動車（二輪自動車を除く。）とする。」

3 債権・・・・・・・・・・該当財産無し

4 基金・・・・・・・・・・該当財産無し

議案第 35 号別紙

平成 18 年度

主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書

新潟県後期高齢者医療広域連合

新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計決算概要

新潟県後期高齢者医療広域連合は、設立準備委員会からの引継ぎを受けて平成19年3月1日に新たに設立され、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施に向けて業務を開始しました。

したがって、平成18年度の予算執行期間は平成19年3月31日までの1か月となっています。

平成18年度の広域連合の財政状況は、歳入については、構成する全市町村からの負担金及び設立準備委員会からの決算剰余金を受け入れました。また歳出については、主に派遣職員の人件費負担金のほか広域連合の事務室設置に要する経費を執行し、財政運営にあたっては経費の削減と効率化を図りました。

この結果、平成18年度一般会計の決算は、歳入総額16,569,692円、歳出総額6,371,486円で実質黒字額は、10,198,206円となりました。今後も制度の実施に向けて効率的な財政運営を図ってまいります。

平成18年度一般会計決算総括表

(単位:円)

歳 入			歳 出				歳 入 歳 出
予算現額	収入済額	増 減	予算現額	支出済額	繰越額	不用額	差引額
9,406,000	16,569,692	7,163,692	9,406,000	6,371,486	0	3,034,514	10,198,206

○歳入予算収入率 176.2%

○歳出予算執行率 67.7%

歳 入

(単位:円)

款 項 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 の 概 要
分担金及び 負担金 負担金 事務費負担金	9,405,000	9,405,000	9,405,000	・構成市町村負担金 9,405,000 《別紙参照》
諸 収 入	1,000	7,164,692	7,164,692	・設立準備委員会決算剰余金 7,001,202
雑 入				・職員宿舍利用者負担分 163,490
雑 入				

歳 出

(単位:円)

款 項 目	事業名等	事業費	財源内訳 (一般財源)	事業の概要及び施策の成果
総 務 費 総務管理費 一般管理費	事務用消耗品 備品購入費	313,043	313,043	・広域連合設立に伴い必要最小限の消耗品及び公印類を購入した。
	事務機器使用料 点検委託料	132,147	132,147	・事務機器のリースにより経費の削減を図った。
	レンタカー 使用料	15,750	15,750	・車両を保有せずに、レンタカーの使用により経費の削減を図った。
	ネットワーク 構築工事費	305,550	305,550	・効率的な事務を図るため情報機器のネットワークの整備を進めた。
	派遣職員人 件費負担金	5,381,401	5,381,401	・12人の派遣職員により迅速に組織を立ち上げ、業務の効率化を図った。

(別紙)

構成市町村負担割合（規約別表第2）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%

備考 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。

2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。

3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。

4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口の割合により算出するものをいう。

構成市町村別負担金決算額

(単位：円)

市 町 村	決 算 額	市 町 村	決 算 額
新 潟 市	2,597,760	南 魚 沼 市	259,898
長 岡 市	999,548	胎 内 市	146,267
三 条 市	385,354	聖 籠 町	71,520
柏 崎 市	370,301	弥 彦 村	55,585
新 発 田 市	390,191	田 上 町	72,595
小 千 谷 市	174,512	阿 賀 町	95,224
加 茂 市	142,231	出 雲 崎 町	52,123
十 日 町 市	274,691	川 口 町	47,921
見 附 市	174,933	湯 沢 町	58,390
村 上 市	137,200	津 南 町	80,670
燕 市	299,954	刈 羽 村	45,328
糸 魚 川 市	228,412	関 川 村	56,921
妙 高 市	171,208	荒 川 町	67,685
五 泉 市	237,203	神 林 村	68,257
上 越 市	762,978	朝 日 村	74,955
阿 賀 野 市	197,552	山 北 町	60,339
佐 渡 市	323,312	粟 島 浦 村	28,593
魚 沼 市	195,389	合 計	9,405,000

議案第 36 号

新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の廃止について

新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（新潟県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正）
- 2 新潟県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。
第1条中「、監査委員及び公平委員会」を「及び監査委員」に改める。
第2条第1項第5号を削り、同条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。
（新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
- 3 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。
（公平委員会の報告の時期）
第4条 広域連合長は、毎年8月末までに、新潟県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、新潟県後期高齢者医療広域連合に係る前年度における業務の状況について報告するように求めなければならない。
第5条中「公平委員会が報告しなければならない事項」を「、公平委員会に対し求める報告事項」に改める。
（新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 4 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第3号中「及び公平委員会の委員並びに」を「の委員及び」に改める。

別表第2中

公平委員会	委員	日額 7,000円
-------	----	--------------

を削る。

議案第 37 号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成19年11月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第１８号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、公平委員会」を削る。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第９号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章 雑則（第３６条―第４２条）」を「第５章 雑則（第３６条―第４２条）
第６章 罰則（第４３条―第４８条）」に改める。

第２条第２号中「、公平委員会」を削る。

第５章の次に次の１章を加える。

第６章 罰則

第４３条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第１１条第２項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第４４条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第４５条 第１１条第２項の規定による受託業務を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第４３条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、当該各条の罰金に処する。

第４６条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第４７条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

第４８条 第４３条から前条までの規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例中第２条第２号の改正規定は公布の日から、目次の改正規定及び第５章の次に１章を加える改正規定は平成２０年１月１日から施行する。

議案第 4 0 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとする。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条第2項本文中「規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加え、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を、「4週間ごとの期間につき8日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上)」を、「1日以上の割合で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項第1号中「20日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲で規則で定める日数)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第5号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3か月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第6条の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (5) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以

外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第11条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第10条を第18条とする。

第9条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第5条」を「第11条」に改め、同条を第17条とする。

第8条の次に次の8条を加える。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定を受ける職員で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないもの)に限り、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、連合長が定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第13条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第14条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261条)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

第16条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

目次

第1章 新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第1条）

第2章 後期高齢者医療給付（第2条）

第3章 保健事業（第3条・第4条）

第4章 保険料（第5条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

第6章 罰則（第27条—第31条）

附則

第1章 新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

（新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。

第3章 保健事業

（保健事業）

第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

（1）健康診査

（2）その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第4条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第4章 保険料

（保険料の賦課額）

第5条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第6条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第10条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する

法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第13条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。
（保険料の被保険者均等割額）

第7条 第5条の被保険者均等割額は、第13条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第8条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第9条 平成20年度及び平成21年度の所得割率は、0.0715とする。
（均等割額）

第10条 平成20年度及び平成21年度の均等割額は、35,300円とする。
（保険料の賦課限度額）

第11条 第5条の賦課額は、50万円を超えることができない。
（賦課期日）

第12条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。
（保険料の賦課総額）

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の

額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第14条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に245,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が

同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

- (4) 前3号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第16条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号、第2号及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（保険料の額の通知）

第17条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（徴収猶予）

第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
(5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めること。

- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
(3) 徴収猶予を必要とする理由

- 3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第19条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第20条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(普通徴収の際の保険料賦課の特例)

第21条 保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

(普通徴収の際の保険料賦課の特例に係る保険料の修正の申出)

第22条 前条の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められると

きは、同条の規定によって保険料を賦課されることとなる者は、第17条の保険料の額の通知を受けた日から30日以内に広域連合長に前条の規定によって賦課される保険料の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、広域連合長は、当該年度分の保険料の見積額を基礎として、前条の規定によって賦課する保険料を修正しなければならない。

(保険料の納付)

第23条 保険料は、第5条から前条までの規定により当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第24条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

- 2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行う。
- 3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 4 前3項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該年度の最後の月の分を含む市町村において徴収すべき保険料の額は年間保険料額と当該年度の最後の月の分を含まない市町村において徴収すべき保険料の額の計との差額とする。

(延滞金の納付)

第25条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

第6章 罰則

第27条 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者を、10万円以下の過料に処する。

第28条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を、10万円以下の過料に処する。

第29条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第30条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者を、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第31条 第27条から前条までに規定する過料の額は、情状により、広域連合長が定

める。

- 2 第27条から前条までに規定する過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第15条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(普通徴収の保険料賦課の特例についての読替え)

第3条 平成20年度において、普通徴収の保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「前年度の保険料の額」とあるのは、「平成20年度の保険料の見込額」と読み替えるものとする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第4条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条、第16条又は附則第5条」とする。

(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第5条 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

- 2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であつた被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であつた被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

- 3 前2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第6条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であつた被保険者に係る保険料の額について、第24条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「属する月」とあるのは、「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」と、同条第3項中「算定は、」とあるのは「算

定は、平成２０年１０月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成２０年１０月から」とする。

議案第 4 3 号

新潟県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 7 の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合広域計画を別紙のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭



平成 19 年 1 1 月

新潟県後期高齢者医療広域連合

【 目次 】

I	広域計画の概要	
1	後期高齢者医療制度の沿革と経緯	1
2	新潟県における状況	2
3	広域計画の趣旨	2
4	広域計画の項目	3
II	広域計画の基本方針	3
III	広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	4
IV	広域計画の期間及び改定に関する事	6

資料編

資料1	後期高齢者医療制度について	7
資料2	関係市町村の後期高齢者の状況	9
資料3	新潟県の年齢区分別将来人口推計	10
資料4	新潟県の高齢化の将来推計	10
資料5	新潟県の老人医療費の推移	11
資料6	新潟県後期高齢者医療広域連合規約	12

I 広域計画の概要

1 後期高齢者医療制度の沿革と経緯

我が国は、国民皆保険制度のもと、これまで世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展^{*}、経済成長の鈍化、医療技術の高度化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、現行の老人保健制度では急増する老人医療費を支える現役世代と高齢者世代の負担が不明確であるという課題等をかかえ、医療制度の構造改革が求められていました。

このような背景のもと、各保険者間や世代間の給付と負担の公平化を図るとともに、財政的な運営基盤を強化しつつ、持続可能で安定的な医療制度を構築することを目的として「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に公布されました。これにより、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、現行の老人保健制度に代わって後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されることとなりました。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満の一定の障がい者を対象とした独立した医療保険制度です。医療費については、医療機関窓口での患者負担、公費（国・県・市町村）、現役世代の健康保険からの支援金のほか、後期高齢者からの保険料で賄い、社会全体で支えあう財政運営を行っていくこととしています。制度の運営は、都道府県の区域ごとに全市町村が加入する広域連合（特別地方公共団体）が担うこととなっています。

^{*} 1人の高齢者(65歳以上)を支える生産年齢人口(15～64歳)の比率は、平成17年では3.3人ですが、平成67年には1.3人になると推測されています。（内閣府・平成19年版高齢社会白書より）

2 新潟県における状況

本県における高齢化は、全国平均よりも早く進展しています。高齢化率（65歳以上の総人口に占める割合）は、平成17年で23.9%と全国平均20.2%より高くなっており、平成47年には、2.7人に1人が65歳以上になると推計されています。75歳以上の高齢者の割合では平成17年は11.8%ですが、平成47年には23.2%になるとされており、4.3人に1人が75歳以上の高齢者になるという状況が推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所の平成19年5月推計より）

老人医療費の総額は、平成17年度で約2,419億円となっています。また、1年間の1人当たり老人医療費は約687千円で全国2位と最も低いほうであるものの、その額は年々増加しており、これを国民健康保険における一般被保険者の医療費と比較すると3倍以上にも達しています。

このような状況の中で、平成18年度末までに後期高齢者医療制度を運営する広域連合の設立が義務付けられたことから、新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を平成18年9月1日に設置し、関係市町村議会での規約の議決、県知事の設置許可を経て、平成19年3月1日に県内全市町村が加入する新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

3 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、新潟県において後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するにあたり、広域連合及び広域連合を組織する県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら事務処理を行っていくための

指針となるものであり、地方自治法第291条の7の規定に基づき定めるものです。

4 広域計画の項目

広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）で定められている次の項目とします。

- （１） 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- （２） 広域計画の期間及び改定に関すること。

Ⅱ 広域計画の基本方針

後期高齢者医療制度を運営する広域連合の広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

- （１） 「高齢者の医療の確保に関する法律」をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における老人保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。
- （２） 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- （３） 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- （４） 住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

Ⅲ 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に伴い、次の事務を行います。

【平成１９年度】

平成２０年４月からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合電算処理システムのネットワークの構築、被保険者台帳の作成、保険料率の決定、後期高齢者医療制度に関する広報活動等を広域連合が行い、住民情報提供システム及び保険料徴収システムの開発、被保険者台帳の作成や保険料率算定に必要な情報の提供等を関係市町村が行います。

【平成２０年度以降】

後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の後期高齢者医療制度に関する事務は、広域連合が行うこととされていますが、当該事務のうち、保険料の徴収事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務（各種申請・届出の受付等の窓口事務）は、関係市町村が行います。

（１）被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理並びに被保険者証等の交付決定をします。

関係市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することに

より、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付の事務に関すること

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関すること

後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。

広域連合は関係市町村と協力して、被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行うように努めます。

(5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせへの対応は、関係市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

Ⅳ 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、平成１９年度から平成２４年度までの６年間とし、その後は５か年を単位として見直しを行います。

ただし、広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

資 料 編

資料 1 後期高齢者医療制度について

資料 2 関係市町村の後期高齢者の状況

資料 3 新潟県の年齢区分別将来人口推計

資料 4 新潟県の高齢化の将来推計

資料 5 新潟県の老人医療費の推移

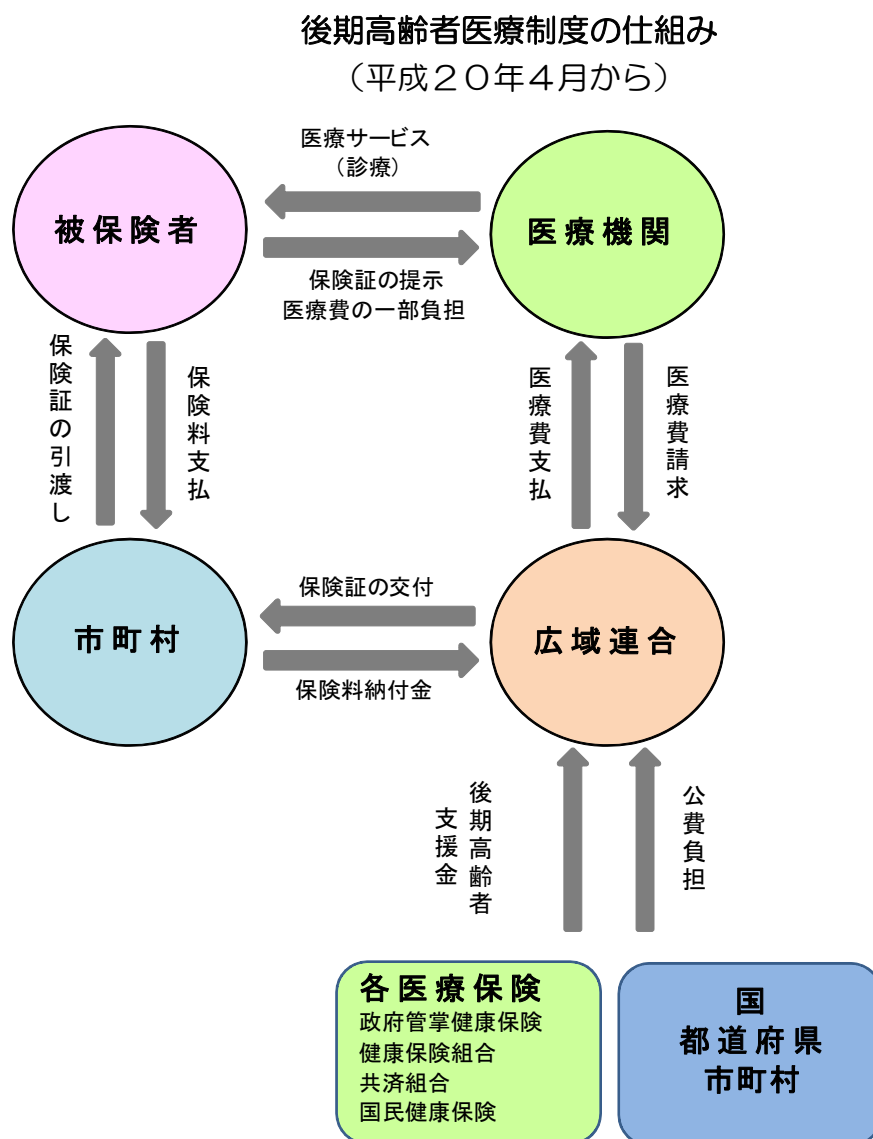
資料 6 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

資料 1

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療制度です。従来の制度で、国民健康保険に加入している方や被用者保険の被扶養者になっている方もこの制度に加入します。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、住民の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように医療機関窓口での患者負担を除いた費用を、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、被保険者からの保険料（1割）で負担することとしています。

主な制度のポイントは次のとおりです

- ・患者負担は、1割負担（ただし、現役並みの所得の方は3割負担）としています。
- ・被保険者の保険料の納付は利便性を考慮し、年金からの天引き（特別徴収）を導入します。
- ・低所得者や被用者保険の被扶養者であった後期高齢者については、保険料の軽減措置があります。
- ・現役世代からの支援は、国民健康保険及び被用者保険から加入者数に応じた支援金が負担されます。
- ・世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みとなっています。
- ・広域連合の財政リスクの軽減については、国及び都道府県が共同して支援する仕組みを設けています。

後期高齢者医療費の財源構成

患者負担	被保険者の保険料	後期高齢者支援金 (若年者の保険料) 政府管掌健康保険 健康保険組合 共済組合 国民健康保険	国	県	市町村
			公費負担		
1割又は3割			4/6	1/6	1/6
	10%	40%	50%		

← 100% →

※ 現役並み所得者（患者負担3割）の医療給付は、公費負担の対象外となっており、保険料（10%）以外の部分は後期高齢者支援金で賄われます。

資料2

関係市町村の後期高齢者の状況

(平成19年3月31日現在)

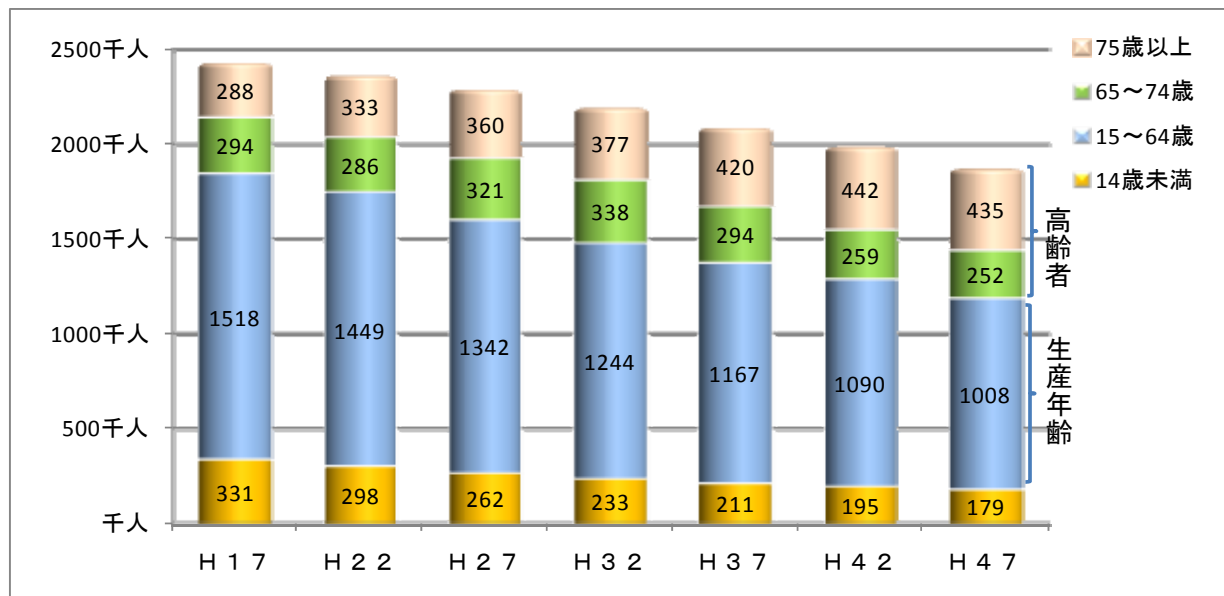
	市町村名	総人口	老人医療受給者数		総人口 に占める 割合	75歳以上 人口	総人口 に占める 割合
				65歳以上の 一定の障がい者			
1	新潟市	807,913	89,226	3,880	11.0%	82,650	10.2%
2	長岡市	284,328	36,489	1,104	12.8%	34,211	12.0%
3	三条市	107,145	13,299	606	12.4%	12,292	11.5%
4	柏崎市	94,485	13,921	458	14.7%	12,972	13.7%
5	新発田市	105,441	14,004	432	13.3%	13,022	12.4%
6	小千谷市	40,233	6,007	226	14.9%	5,582	13.9%
7	加茂市	32,070	4,667	193	14.6%	4,297	13.4%
8	十日町市	62,788	10,837	360	17.3%	10,138	16.1%
9	見附市	43,467	5,618	252	12.9%	5,127	11.8%
10	村上市	30,459	4,567	218	15.0%	4,159	13.7%
11	燕市	84,852	9,814	522	11.6%	8,955	10.6%
12	糸魚川市	50,307	8,954	353	17.8%	8,296	16.5%
13	妙高市	38,141	6,117	280	16.0%	5,649	14.8%
14	五泉市	57,801	8,295	193	14.4%	7,905	13.7%
15	上越市	209,539	29,023	1,249	13.9%	26,779	12.8%
16	阿賀野市	47,827	6,789	311	14.2%	6,250	13.1%
17	佐渡市	67,542	14,209	655	21.0%	13,198	19.5%
18	魚沼市	43,399	7,164	230	16.5%	6,720	15.5%
19	南魚沼市	63,197	9,535	373	15.1%	8,933	14.1%
20	胎内市	33,154	4,700	174	14.2%	4,449	13.4%
21	聖籠町	14,016	1,512	50	10.8%	1,412	10.1%
22	弥彦村	8,701	1,080	38	12.4%	986	11.3%
23	田上町	13,431	1,731	79	12.9%	1,592	11.9%
24	阿賀町	14,879	3,369	132	22.6%	3,125	21.0%
25	出雲崎町	5,422	1,213	46	22.4%	1,168	21.5%
26	川口町	5,330	916	30	17.2%	834	15.6%
27	湯沢町	8,695	1,271	44	14.6%	1,175	13.5%
28	津南町	11,739	2,646	85	22.5%	2,481	21.1%
29	刈羽村	5,015	795	29	15.9%	707	14.1%
30	関川村	7,144	1,392	55	19.5%	1,289	18.0%
31	荒川町	11,352	1,649	71	14.5%	1,517	13.4%
32	神林村	10,287	1,863	89	18.1%	1,720	16.7%
33	朝日村	11,725	2,135	77	18.2%	1,996	17.0%
34	山北町	7,447	1,633	81	21.9%	1,500	20.1%
35	粟島浦村	371	92	5	24.8%	84	22.6%
	県 計	2,439,642	326,532	12,980	13.4%	303,170	12.4%

*人口には外国人登録者も含まれます。

*老人医療受給者数は、「老人医療実施状況報告」の数値

資料3

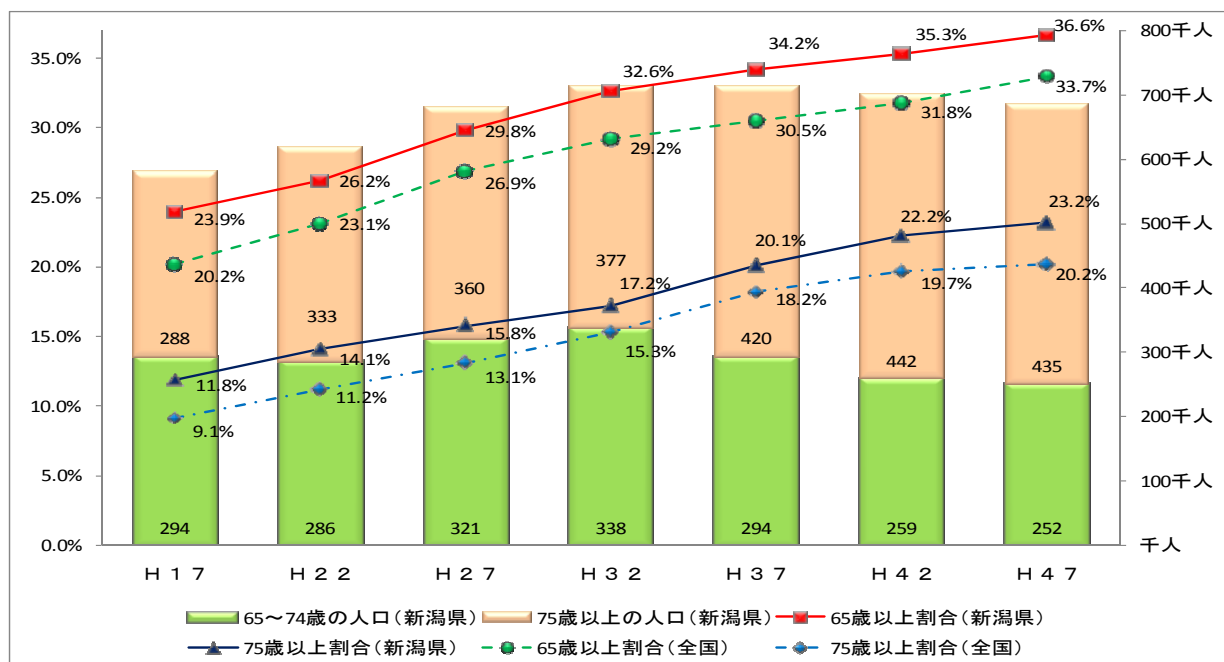
新潟県の年齢区分別将来人口推計



* 国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」より

資料4

新潟県の高齢化の将来推計



* 国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」より

資料5

新潟県の老人医療費の推移

年度	全国 の 状況		新潟県の状況		
	老人医療費 (億円)	一人当たり 老人医療費 (円)	老人医療費 (百万円)	一人当たり 老人医療費 (円)	全国順位
昭和 58	33,185	443,010	69,973	358,181	14
59	36,098	461,448	75,496	371,007	11
60	40,673	498,637	84,962	401,767	11
61	44,377	523,033	92,294	421,556	9
62	48,309	548,680	100,222	441,870	9
63	51,593	567,930	106,811	456,476	9
平成 元	55,578	593,606	116,284	481,294	8
2	59,269	608,983	126,138	502,769	10
3	64,095	633,841	138,162	529,391	9
4	69,372	661,440	151,632	559,676	11
5	74,511	684,627	163,441	582,601	10
6	81,596	719,244	178,302	611,009	10
7	89,152	752,169	192,862	633,654	10
8	97,232	781,643	209,829	657,832	9
9	102,786	789,853	222,130	666,632	7
10	108,932	800,694	236,167	679,097	8
11	118,040	832,108	253,263	701,734	6
12	111,997	757,856	235,391	630,233	3
13	116,560	756,618	243,082	627,096	2
14	117,300	736,512	245,913	617,439	2
15	116,523	752,721	244,774	632,872	3
16	115,763	780,206	241,031	651,022	2
17	116,443	821,403	241,893	686,532	2

* 厚生労働省保健局「老人医療事業年報」より

* 平成12年度から介護保険制度が施行されました。

* 平成14年度から受給対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられました。

* 全国順位は一人当たり老人医療費の少ない方からの順位。

資料6

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日

新潟県市町村第1401号

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、35人とする。

2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び新潟県の支出金
 - (4) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

（補則）

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。
- 4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。

- 5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。
- 6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

別表第1（第4条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口の割合により算出するものをいう。

広域計画

平成19年11月

新潟県後期高齢者医療広域連合
